

株式会社M I X I

定 款

平成12年10月20日	作成
平成14年 8月 9日	更新
平成15年 4月 1日	更新
平成16年 3月17日	更新
平成16年 6月30日	更新
平成16年 7月12日	更新
平成17年 1月19日	更新
平成17年 6月28日	更新
平成17年11月30日	更新
平成18年 1月11日	更新
平成18年 6月28日	更新
平成19年 6月27日	更新
平成19年 7月 1日	更新
平成21年 6月18日	更新
平成23年 6月28日	更新
平成24年 6月26日	更新
平成25年 2月21日	更新 (同年4月1日施行)
平成25年 6月25日	更新
平成26年 5月14日	更新 (同年7月1日施行)
平成27年 6月25日	更新
令和 4年 6月28日	更新
令和 6年 6月26日	更新

# 定 款

## 第 1 章 総 则

(商号)

第1条 当会社は、 株式会社MIXI と称し、英文では MIXI, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス
2. 販売活動、販売促進活動に関するコンサルティング
3. コンピュータシステムの分析、設計、使用許諾、販売及びインターネットに関するコンサルティング
4. ホームページの制作、構築及び販売
5. ビジネスマナー等の教育サービス
6. 資格検定サービス
7. コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸並びに輸出入業務
8. 書籍・雑誌・楽譜等その他印刷物及び電子出版物の出版、企画、制作及び販売
9. ゲーム、映像、音楽等のコンテンツの企画、開発、製造、制作、販売及び配信
10. 玩具、遊戯用具の企画、設計、製造、販売及び輸出入業務
11. 娯楽機械の設計、製作、販売、輸出、輸入及び賃貸
12. 飲食店業
13. 芸能タレント、音楽家、スポーツ選手、音声・映像技術者等の育成及びマネジメント
14. 音楽著作権の管理及び音楽著作物の利用の開発
15. キャラクター商品の企画、開発、販売及び著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得、管理、使用許諾、譲渡並びにそれらの仲介、代理業
16. 通信販売業
17. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業
18. 市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業及び各種マーケティングに関する業務、コンサルティング業
19. 旅行業
20. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
21. 集金代行業
22. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画、制作、販売及び輸出入業務
23. 不動産の売買、賃貸借、仲介、運用及び鑑定業
24. インターネット、モバイル等の通信ネットワークを利用した求人情報の企画、開発、提供及びシステムの運営
25. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
26. 企業の人材採用及び人材育成、並びに企業の組織開発及び組織の活性化を支援

- するサービス
27. ポイントサービスの運営業務
  28. 自家型及び第三者型前払式支払手段の発行
  29. 資金移動業
  30. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用、保守及びそれらの代理業
  31. インターネット、モバイル等の通信ネットワークを利用した情報、画像、楽曲の収集、配信、処理及び販売並びにそれらにかかる機器及び装置等の販売
  32. 割賦販売法による前払式特定取引業及び割賦購入あっせん業における商品の売買等に関する一切の業務
  33. 衣料品、食料品、化粧品、医薬品、家具、文具、事務機器、日用雑貨等の企画、製造、販売及び輸出入業務
  34. 運送取扱業及び仲介業
  35. 古物売買業
  36. 物品賃貸業
  37. 野球その他のスポーツ、演芸、演劇、映画、音楽、その他各種催物の企画、制作、興行及びチケット販売並びに公営競技の投票券、スポーツ振興投票券等の販売及び払戻
  38. 金融商品取引法に定める金融商品取引業及び金融商品仲介業
  39. 融資、保証及び債権買取を含めた信用供与とそのあっせん及び仲介
  40. 金融業
  41. 損害保険及び保険媒介代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
  42. インターネットのドメイン取得代行業
  43. イベントの企画、運営
  44. 有価証券の取得、保有、運用及び売買
  45. 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運営管理業務
  46. 投資顧問業及び投資業
  47. 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託
  48. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 東京都渋谷区 に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、264,000,000株とする。

### (単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下にあげる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法189条第2項各号にあげる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

### (株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

### (株式取扱規程)

第11条 株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### (基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

## 第3章 株主総会

### (招集の時期及び開催の方法)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総

会は、必要あるときに隨時これを招集する。

- 2 株主総会を招集するときは、会日の2週間前までにその通知を発する。
- 3 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を有する株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第19条 当会社の取締役は9名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第 21 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 前条に係らず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除

き、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(社外取締役の責任の限定)

第32条 当会社は、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第33条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。  
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第35条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催する

ことができる。

(監査役会の決議方法)

第39条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。

(社外監査役の責任の限定)

第44条 当会社は、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により定めることができる。

(剰余金の配当)

第47条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第48条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当

(以下「中間配当」という。) をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第49条 配当財産が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未払の配当財産には利息をつけない。